

議案第 25 号

古川国府給食センター利用組合規約の変更について

古川国府給食センター利用組合規約を別紙のとおり変更するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 290 条の規定により議決を求める。

平成 29 年 2 月 27 日提出

飛驒市長 都 竹 淳 也

提案理由

飛驒市立増島保育園への給食供給を廃止するための改正

## 古川国府給食センター利用組合規約の一部を改正する 規約

古川国府給食センター利用組合規約（平成16年2月1日許可岐阜県指令飛振第3244号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、増島保育園」を削る。

### 附 則

この規約は、岐阜県知事の許可のあった日から施行し、改正後の古川国府給食センター利用組合規約の規定は、平成29年4月1日から適用する。

## 古川国府給食センター利用組規約新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条・第2条 略 (組合の共同処理事務)</p> <p>第3条 この組合は、飛騨市の古川中学校、古川小学校、古川西小学校、<u>増島保育園</u>、宮城保育園並びに高山市の国府中学校、国府小学校の給食共同処理施設を設置し、この施設の管理及び運営に関する事務を共同処理する。</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条・第2条 略 (組合の共同処理事務)</p> <p>第3条 この組合は、飛騨市の古川中学校、古川小学校、古川西小学校、<u>_____</u>、宮城保育園並びに高山市の国府中学校、国府小学校の給食共同処理施設を設置し、この施設の管理及び運営に関する事務を共同処理する。</p> <p>以下 略</p>

# 古川国府給食センター利用組合規約の一部を改正する 規約（案）要旨

## 1 改正の趣旨

飛騨市立増島保育園への給食供給を廃止するための改正

## 2 改正の内容

飛騨市立増島保育園が、平成29年4月1日から自園給食を開始することになるため、古川国府給食センター利用組合の共同処理事務から同保育園への給食供給事務を除くもの。

## 3 施行日 岐阜県知事の許可のあった日